

災害ボランティア関連用語集

引用：静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練 用語集【一部抜粋】

【災害ボランティア活動関係】

■社協ブロック派遣（ブロック派遣）

社協ブロックは「ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定」に基づき、大規模災害時に県外からの支援が必要と判断した場合、または支援が必要と判断した場合に、被災した都道府県に職員を派遣するしくみを指す。全国7つのブロックの都道府県・政令都市社協が相互に締結している。

大震災で、はじめて全国規模でブロックを単位に社協職員派遣の調整を行い、被災地の災害ボランティアセンターの運営支援を行うことになった。 ※静岡県は関東・甲信越・静Bブロックに属する。

■災害準備金

災害ボランティアセンターの設置、運営のために、「災害準備金制度」が活用される。

「災害準備金」は、主に災害ボランティアセンターの立ち上げ設置・運営費、ボランティア活動経費、また公的補助の対象とならない社会福祉施設の修理・復旧に要する経費に役立てられた。東日本大震災では、全国149カ所、総額7億円以上が現在も活用されている。

≪具体的な使途例≫

プレハブリース料、プレハブ改装費、電気配線工事費、電話設置費、携帯電話リース料、水道設置費、簡易トイレリース料、ボランティア活動用具、事務用消耗品、事務機器リース料、光熱水費、通信費、燃料費、車両リース料、エアコン、冷蔵庫、ボランティアバス運行費、災害関係情報紙作成費

■義援金（義捐金）と支援金

・義援金

災害などの被害を受けた人たちの救護・支援のため、あるいは慈善のために寄付されるお金。日本赤十字社、中央共同募金会、NHKなどが受付をし、経費を引かず、全額が被災した方々に届く仕組みになっている。ある程度の金額が貯まってから配分を決めるため、即効性に欠ける面はあるが、集まった金額のすべてが地方自治体を經由して全額被災者に配分されることから、最も一般的な募金となっている。配分については、共同募金会、日本赤十字社、行政等関係機関による「義援金配分委員会」を設置の上、金額が決まる。

また、寄付した人は税制上の優遇措置が受けられる。

・支援金

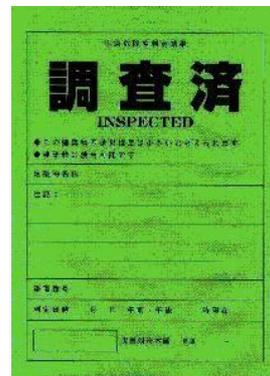
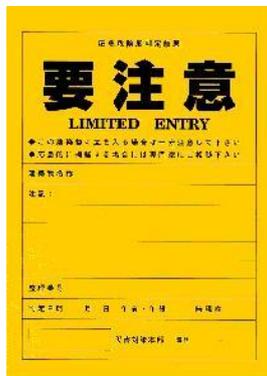
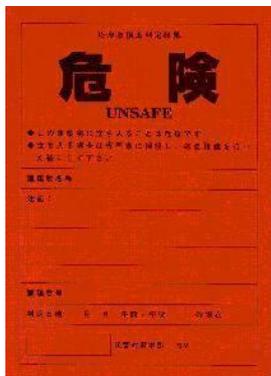
既述の義援金とは異なり、被災者に直接配分されるものではなく、被災者支援を目的に活動する団体向けの募金。義援金に比べ即効性が高いことが特徴。中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」のような支援活動を行う団体に対して助成することを目的に集める場合もあれば、支援活動を行う団体自らが募金活動を行い集める場合もある。支援金の場合でも中央共同募金会や公益財団法人、認定NPO法人への寄付の場合、寄付者が税制上の優遇措置が受けられることがあるが、義援金と比べ控除の率が異なる場合がある。税制上の優遇措置についてはお近くの税務署で確認のこと。ただし、領収書が必要となる。

■罹(り)災証明

罹災証明とは、自然災害などにより住家などが破損した場合、その程度を基準に基づき判定し、証明するものとして市町村が発行する。この証明は、保険の請求や税の減免などの手続きに必要であり、大規模災害が発生した場合に行われる各種救援措置（義援金の受け取り、被災者向け低利子融資など）もこの罹災判定により行われる。ただし、調査の進め方や発行時期などは市町村によって異なる。

■ 応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震などにより被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。



■ ボラバス（ボランティアバスパック、ボランティアバスツアー）

災害ボランティア活動を目的に、活動現場、移動手段、宿泊などを主催者が手配し、募集するツアー型の企画。災害ボランティアの初心者にとっては、個人装備を整えることで、活動が可能になることから、専門性を必要としないボランティアを多数集める際に有効な手段となっている。主催者が中型～大型のバスを手配し、集合場所から現地までの移動を担うことが多く、一人当たりにかかる費用が他の交通機関と比べ安価なことが特徴。

主催者が旅行会社の場合もある。なお、ボラバスのはしりは、阪神・淡路大震災の際に「とちぎボランティアネットワーク」が運行したといわれている。

■ ニーズ／シーズ

ニーズ (Needs) - 被災された方が求める支援のこと、必要な支援。

シーズ (Seeds) - 支援する側が持っている、スキル、支援内容、資源のこと。

■ 生活支援相談員

災害後の仮設住宅などでの、生活支援、孤独死対策として、見守り、訪問活動などを行う。専門的な支援が必要な場合は、関係機関などにつなぐなどの対応を行う。東日本大震災では、平成 23 年度第一次補正予算によって、岩手・宮城・福島県では生活支援相談員が配置され、地元行政や NPO などと連携して、仮設住宅等での生活支援などを行っている。

■ 復興支援員

新潟県中越地震、中越沖地震では、被災地域のコミュニティ機能の維持、再生や地域復興支援のため、公共的団体等が「地域復興支援員」を雇用する動きがあった。雇用には復興基金が活用された。

この取組は、地域再生などに取組ための「集落支援員」制度の参考にもなった。

集落支援員とは、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を指し、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進などの役割を担う。

■ 緊急雇用

近年の厳しい雇用失業情勢の中で、雇用の維持、再就職の支援、職業能力開発支援、住宅・生活支援、雇用の創出などの対策事業、もしくはその対策による雇用のことを指す。

東日本大震災の被災者の就労支援、雇用創出を促進するため、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」で『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』をとりまとめる。離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に基金を造成し、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出している。

【災害ボランティア活動に関係する組織関係】

■共同募金（社会福祉法人中央共同募金会）

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の1947年（昭和22年）に、市民が主体の取り組みとしてスタートした。当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃をうけた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきた。その後、「社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に改正）」という法律をもとに「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用され、60年以上たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動を進めている。

全国47都道府県共同募金会の連合体で赤い羽根をシンボルとする共同募金運動の全国的な企画、啓発宣伝、調査研究、都道府県共同募金会の支援等を行っている。また、全国的な視野により活用される寄付金や2つ以上の都道府県で活用される寄付金の受け入れ及び調整や民間助成資金・公益信託などの取り扱いを通して民間福祉事業の推進に大きな役割を果たしている。

災害発生時に災害救助法の適用状況等に応じて、被災者支援のための義援金募集や、災害時のボランティア活動への資金支援を行っている。

東日本大震災の支援としては、災害義援金の受付に加え、「支える人を支える募金」として、市民活動団体やNPOを支援するための仕組み「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（※支援金）」を受け付けている。この募金には現在31億円ほどが集まっており、現在でも助成金の申請が可能（平成27年3月まで）。5人以上のグループ（法人格の有無は問わない）から応募が可能。条件が揃えば、最高1,000万円までの申請が可能になっている。

■支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下：支援P）は企業、NPO、社会福祉協議会、共同募金会等により構成されるネットワーク組織で、2004年の新潟中越地震の後、2005年1月より中央共同募金会に設置された。「支援P（よみ：しえんぴー）」と略称で呼ばれる。CMP（しーえむぴー）ではない。

平常時には、災害支援に関わる調査・研究、人材育成や啓発活動を行うとともに、災害時には多様な機関・組織、関係者などが協働・協力して被災者支援にあたっており、東日本大震災においても、ネットワークを最大限生かして、災害ボランティアセンターの運営支援のための人材派遣、企業と連携した資機材支援、災害ボランティアセンター活動の検証などを行っている。

■JC（青年会議所）Junior Chamber International Japan

1949年、明るい豊かな社会の実現を理想とし、青年有志による東京青年商工会議所（商工会議所法制定にともない青年会議所と改名）設立から、日本の青年会議所（JC）運動は始まる。その後、各地に次々と青年会議所が誕生。1951年には全国的運営の総合調整機関として日本青年会議所（日本JC）が設けられた。現在、日本全国に青年会議所があり、ボランティアや行政改革等の社会的課題などに取り組んでいる。青年会議所には、品格ある青年であれば、個人の意志によって入会できるが、20歳から40歳までという年齢制限を設けている。これは青年会議所が、青年の真摯な情熱を結集し社会貢献することを目的に組織された青年のための団体であるため。会員は40歳を超えると現役を退かなくてはならない。この年齢制限は青年会議所最大の特性。各青年会議所の理事長をはじめ、すべての任期は1年に限られる。

近年は、構成員の特性を活かし、災害ボランティア活動にも力を入れている。

■JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（英名：Japan Voluntary Organizations Active in Disaster 以下：JVOAD）は、東日本大震災での災害対応の課題をふまえ、今後の国内災害において、産官民などのセクターを超えた連携を促進し、支援の抜けや漏れを防ぐために、ニーズと支援の情報を集約し、支援のコーディネートを行うための新たな取り組みである。2016年11月にNPO法人として設立され、平時には都道府県域ネットワークとの関係構築や「災害時の連携を考える全国フォーラム」等を開催し、支援関係者同士の連携に努めている。

【避難所関係】

■避難所／避難地

避難所とは地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は現に被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物をいう。国が指定している避難所は3種類存在する。

・広域避難場所（広域避難地）

災害発生で大規模な避難を要する場合、それに適した広さなどの十分な条件を有す公園や学校などの地域を指す。各自治体がそれらを広域避難場所として指定している。

・一時避難所（一時避難地）

一時的に避難できる広場、公園、空地など。災害の状況を見る場合にも利用する。主に近隣の地域が割り当てられる。こちらはある基準を元に町内会や自主防災組織が指定する。

・収容避難所（一次避難所・二次避難所・福祉避難所等）

自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供できる学校などをいう。各自治体が指定する。

一方、避難地とは建物ではなく、広い空間（グラウンドや広場）を指す。避難所は行政管轄の建物の場合が多い。建物の場合、東海地震などの大地震の際は、建物自体の応急危険度判定を済ませてからでないと避難所として使用できないことになっていることもあるので、事前に確認をしておくとうい。

・指定避難所

自治体が防災計画上で指定している収容型避難所。場合により、広域避難地を含めることもある。指定避難所には避難者の為の防災備蓄品を保管していることがあるが、避難所の収容可能人数（定員）をもとに備蓄している場合が多く、その地域の人々全ての分を保管しているかは自治体により異なるため、確認が必要。市町の防災計画で指定されていることから、避難所開設時に市町職員が配属されることになっている市町が多く、行政経路の救援物資が届きやすい環境にあると言える。

・指定外避難所（未指定避難所）

上記、指定避難所となっていないが実際避難者が避難生活をしている場合に「指定避難所」に対し、「指定外避難所」または「民間避難所」と呼ばれることがある。指定避難所と異なり、市町職員の派遣が計画されていない他、そもそも避難所となるための備蓄品などを保管していない場合が多く、行政側の避難所リストに載っていないため、状況把握に時間がかかり、指定避難所に比べ、緊急時の支援が遅れる傾向にある。

行政保有でない自治会の公民館、被害の少ない民家、民間の空き地、民間の建物などの防災計画で指定されていない場所が避難所として使用される際、指定避難所と分けて表現するために用いられる用語。

・二次避難所

行政が防災計画で指定する避難所のうち、第一次的に入る避難所を一次避難所。一次避難所の環境に対応できないまたは長期の滞在が困難な場合、旅館やホテルなどの既存の宿泊施設にて生活する場合、二次避難所と呼ぶことがある。後述の福祉避難所を含めることもある。

・福祉避難所

障がいや疾患等により、特別な支援が必要な人達に対し、必要な支援を行える人員態勢や設備等を整えた避難所のことを指す。既存の福祉施設などを福祉避難所としている場合、自治体と福祉施設が協定を締結していることが多い。また、被災地から離れた所（通常の避難所）に設置される場合もある。一次避難所等から福祉避難所までの避難経路や移動手段を確認しておくことが望ましい。（二次避難所と呼ばれる地域もある）

・待機所

災害救助法上という避難所の閉鎖（避難者の人数に対して、応急仮設住宅の建設や公営住宅の空き住居の確保が数字上できた場合に災害救助法を打ち切る場合があり、それに伴い法制度上の避難所が閉鎖される）に伴い、応急仮設住宅や自宅への移動を待機するための場所のことを指す。生活環境は避難所とほぼ変わらないが、災害救助法の適応外になるため、食事提供がなくなる場合がある。待機所については、災害対策関連法や通達

には特に規定がない。

・在宅避難

避難所などでの生活が困難でかつ自宅での生活が可能な場合、ライフラインやインフラの復旧していない状況の中、自宅で生活を続ける場合に使用される用語。ライフラインや流通が復旧していないため、住むことはできるが、食事・排せつ・入浴などの日常の基本行為ができないため、自宅外からの支援が必要になる。大規模災害時には、何らかの理由で避難所に行けない（入れない、生活できない）人が仕方なく自宅で生活することが多く、情報や物資など支援の手が届き辛い環境にあることが支援側の課題となった。また、緊急時以後の在宅避難者については定義が難しいとされている。

【仮設住宅・復興公営住宅関係】

■応急仮設住宅

災害時に住宅が全焼・全壊あるいは流出した場合などに、自らの資力では住宅を確保できないものに対して簡単な住居をとって居住の安定を図るため建設される簡易な住宅のこと。（災害救助法第23条で規定されている）一般的に公有地への建設が優先されるが、用地が足りない場合には民有地に建設されることもある。入居の選定基準については、災害事に都道府県が市区町村と連携し作成する。応急仮設住宅団地について、50戸以上の団地には集会所を設置するように通達が出されている。

50戸以下の団地についても、談話室の設置などが進められている。しかし、すべての応急仮設住宅団地において、集会所や談話室は設置されているわけではない。また、応急仮設住宅の供与期間は、工事完了日から2年以内であるとされている。これは建築基準法により仮設の建築物の耐久年数が決められていることによる。（災害救助法での規定なし）しかし、都道府県は応急仮設住宅の供与の延長が必要と判断しかつ仮設住宅の耐久性に問題がない場合は、厚生労働省と協議の上、応急仮設住宅の供与期間の延長することが出来る。（阪神・淡路大震災では半年ごとの更新で最長5年間にわたり供与された）

■みなし仮設（民間賃貸借上げ住宅）

東日本大震災では、プレハブの応急仮設住宅の設置に加えて、国や地方自治体が民間の賃貸住宅を借り上げ、被災者に応急仮設住宅として提供する対策が進められた。また、被災者が自力で賃貸住居を見つけて入居した場合でも、仮設住宅と見なして扱う対象に含めることを決めた。みなし仮設住宅では、住居の家賃や敷金・礼金・仲介手数料などが国庫負担の対象とされる。適用期間は2年間となっている。

<事例>

東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて（厚生労働省）

2011年5月2日

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。
2. 県の委任を受けた市町村が借り上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。
3. 発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県（その委任を受けた市町村）名義の契約に置き換えた場合、1.と同様とする。
（注）契約置換えに当たっては、敷金、礼金、仲介手数料等の入居費用の二重払いや被災者の負担が生じぬよう、留意されたい。
4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。
5. 月ごとの家賃については、地域の実情（実勢賃貸料）、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の正確に鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
6. 応急仮設住宅供与としての民間賃貸住宅借上げ予定期間は、2年間とする。
（注）上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

■災害復興公営住宅

公営住宅法により、地震や暴風雨、洪水、高潮など異常な自然現象で住宅が滅失した場合、都道府県は国の財政措置を受けて災害復興公営住宅を建設できる。滅失戸数は被災地全域で500戸以上か、1市町村で200戸以上、あるいは住宅戸数の1割以上などとなっている。阪神・淡路大震災では1万4600戸を建設、3100戸を購入、7400戸を借り上げ、災害復興公営住宅として計2万5421戸を手当てした。

阪神・淡路大震災では、被災で居住地を追われた段階と応急仮設住宅から復興公営住宅に移った段階で、住民のコミュニティが2度にわたって壊されるなどの課題が残った。また、近年は入居者の高齢化、病弱化、単身かが問題となっており、行政やボランティアによる生活サポートがますます必要となってきた。

【防災・減災啓発／訓練関係】

■受援力

内閣府では平成19年度に「防災ボランティア活動の多様な支援活動を受け入れる 地域の『受援力』を高めるために」というパンフレットを作成し、ホームページで公開している (<http://www.bousai-vol.go.jp/>)

このパンフレットでは、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などのことを「受援力」（支援を受ける力）という。地域外のボランティアの力をうまく引き出すことは、被災地の復興を早めるなど、地域防災力を高めることにつながる。また、内閣府が出している「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」において、ボランティアとの連携やNPOなどのボランティア団体との連携について明記されている。対義語としては「支援力」。

■DIG (ディグ) Disaster Imagination Game

もともと「災害図上演習」と呼ばれていたが、最近では「Disaster Imagination Game」の略として紹介されることが多い。直訳すると、「災害について想像力を働かせるゲーム」。

1997年に小村隆史氏（当時防衛研究所主任研究官）、平野昌氏（三重県消防防災課）らによって考案された簡易型災害図上演習で参加型地域版図上演習と呼ばれることもある。

・DIGを実施する目的は、大きく捉えて

*「災害を知ること」 *「まちを知ること」 *「人を知ること」 の3つがある

この3つはそれぞれ密接に関係し合っており、全部ひっくるめて「わがまちの『防災力』を知ること」と言い換えることができる。

■HUG (避難所運営ゲーム)

大規模災害発生直後を想定し、プレイヤーが避難所を運営する側となり、様々な避難者や出来事を机上で体験するゲーム。ゲームのキットは県危機情報課や出先の危機管理局（賀茂危機管理局（下田総合庁舎）、東部危機管理局（東部総合庁舎）、中部危機管理局（藤枝総合庁舎）、西部危機管理局（中遠総合庁舎）にて借用が可能。

※借用には事前連絡が必要。進行にあたり、県職員の協力を仰ぐとよい。

【一般用語関係】

■NPO/NGO

一般的に、NPO=非営利組織、NGO=非政府組織、と訳されることが多い。現状ではNPOは日本国内の市民活動、NGOは国際的な活動を行う団体に対して用いられることが多い。NPOの解釈には幅があり、既出のNPO法人を指す場合（狭義のNPO）と法人格を持たない任意で結成された非営利の団体全てを指す場合（広義のNPO）がある。

助成金の支給対象として、法人格の有無などが要項に明記されているので、「NPO助成」とあっても、法人格を有する団体のみが対象の場合もあれば、法人格を必要としない場合もある。

■中間支援組織（中間支援・中間支援団体）

団体や個人を支援することを目的とし、行政や企業などの資金や活動機会を提供する組織と地域や現場を運営する組織の間にたつて様々な活動を支援する組織。多くはNPOへ支援などを主目的として発足している場合が多い。活動の現場を常時持つことは少なく、相談・援助、連絡・調整などを主に担う。また、関係する団体の成長を支援するために、情報提供や研修・講座を開催するなど、活動の対象は団体が多い。静岡県ボランテ

ィア協会も中間支援組織の一つ。

■労働組合 ※労働者のための団体

雇用環境の向上などの共通の要求に基づき賃金労働者が自発的に団結して組織した団体。労働組合を組織する権利（団結権）および組合活動をする権利（団体交渉権）は、日本国憲法第 28 条で「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と認められている。東日本大震災の被災地支援では、労働組合として現地（ボランティアセンターなど）に人を派遣しているところもある。

■連合（日本労働組合総連合会）

1989 年に結成された日本の労働組合のナショナル・センター（中央労働団体）。加盟組合員は約 680 万人。すべての働く人たちのために、雇用と暮らしを守る取り組みを進めている。既出の労働組合の全国組織。

47 都道府県すべてに地方連合会があり、略称は「連合〇〇」（静岡では連合静岡）。東日本大震災支援では、連合静岡が静岡県ボランティア協会と連携してボラバスに多くのボランティアを派遣した。

■職業団体／職域団体／業界団体

・テーマ型組織

大規模災害時には、復興期も含め、被災者の多様なニーズに応えるため、幅広い分野の「テーマ型組織」の団体とネットワークを有しておくことが有効。

（例）○保健・福祉・医療関係：社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会、ケアマネージャー団体（介護支援専門員）、各種障がい者団体、各種障がい者支援団体、社会福祉施設、医師会、看護協会、理学療法士協会、作業療法士協会、難病関係団体、難病支援団体 等

○都市計画・建築関係：建設業協会・コンサルタント協会、都市計画コンサルタント、建築士協会 等

○企業、業界団体：青年会議所、商工会議所、商工会、森林組合、トラック協会 等

○青少年育成関係：ボーイスカウト、ガールスカウト、YMCA、YWCA、各種スポーツ協会 等

○国際協力関係：国際交流協会、日本語通訳・翻訳関係団体、海外支援 NGO 等

■地縁組織／自治会／自主防（自主防災組織）

地縁組織／自治会：町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、いわゆる自治会、町内会等が該当する。

自主防／災害対策基本法第 5 条 2 において規定されている、地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。防災というように地域住民が協力して日ごろの火災の防止（火の用心の見回り、啓発）や消火訓練、避難訓練を行うことを主として活動している。

■ファシリテーション／ファシリテーター

ファシリテーション（facilitation）とは、「促進する」「容易にする」「円滑にする」「スムーズに運ばせる」というのが原意。人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶように舵取りすることが主な役割。

具体的には、集団による問題解決、アイデア創造、合意形成、教育・学習、変革、自己表現・成長など、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく働きを意味する。またその役割を担う人がファシリテーター（facilitator）であり、会議等でメンバーの参加を促進し、プロセスの舵取りをする。

最近では、単なる進行係をファシリテーター称することがあるが、正確な表現ではない。

■衛星携帯（衛星携帯電話）

地上の基地局や回線などを經由せず、地上に設置する地球局と人工衛星間の通信を使って通話を行う携帯電話。災害時に通常の携帯電話の基地局やアンテナ設備が破壊された際にも使用できる。通常、携帯電話の電波が届かない地域でも通話が可能。日本国内で使用可能なサービスとしては、イリジウム、インマルサット、スラーヤ、ワイドスターの 4 つがある。